

## アクアマリンふくしまの商用利用・営利目的の撮影に係る承認事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ふくしま海洋科学館（以下「財団」という。）が管理するアクアマリンふくしまにおける商用利用・営利目的の撮影（以下「撮影」という。）に係る承認事務について必要な事項を定めるものとする。

なお、報道機関等による報道のための撮影など、非商用利用・非営利目的の撮影は、この要綱の対象とはならないものとする。

### (承認の手続き)

第2条 撮影を希望する者（以下「申請者」という。）は、原則として「アクアマリンふくしま商用利用・営利目的撮影事業実施申請書兼同意書（別紙様式第1号）」に以下の書類を添付し、事前に財団に申請しなければならないものとする。

- (1) 撮影の目的及び計画を明らかにする書類
- (2) 撮影関係者相関図及び緊急時連絡体制図
- (3) その他財団が指示する書類

2 理事長は、前項の申請を受理したときは、速やかに承認・非承認の審査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

### (承認の基準)

第3条 前条第2項における審査基準は、以下のとおりとする。

- (1) 申請者及び撮影のために参集する者（以下「申請者等」という。）についての基準は、次のア・イのいずれにも該当しないこととする。
  - ア 宗教活動や政治活動を行う個人・団体でないこと。
  - イ 反社会勢力でないこと
- (2) 撮影の内容についての承認基準は、次のアからキまでのいずれにも該当することとする。ただし、理事長が承認することが適当と認めた場合を除く。
  - ア 財団が管理する施設の占有を伴わないもの
  - イ 財団の事業の周知広報に資するもの
  - ウ 財団の施設管理業務の遂行に支障がないもの
  - エ 公序良俗に反しないもの
  - オ 財団の施設運営方針に反しないもの
  - カ 財団のイメージを傷つける可能性のないもの
  - キ 被写体や撮影者等から料金を徴収することを主とする事業でないもの

### (承認の条件)

第4条 申請を承認する場合は、次の条件を付すものとする。

- (1) 撮影の際の照明・レフ板の使用については、財団担当者の指示に従うこと
- (2) 第2条第1項における申請内容を変更せざる得ない事由が生じた場合には、速やかに変更申請を行い、改めて承認を受けること
- (3) 承認を受けたものは、業務遂行後速やかに成果品を提出しなければならないこと
- (4) その他理事長が必要と認めた条件

(承認の取消し)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 申請と異なる内容であるとき
- (2) 関係法令に違反したとき
- (3) 承認の条件に違反したとき
- (4) 財団の施設管理業務の遂行に支障をきたすおそれが生じたとき

2 承認の取消しにより申請者等が損害を受けた場合においても、理事長はその賠償の責を負わないものとする。

3 第1項第1号から第3号の規定により承認が取り消された申請者に対し、理事長は、取り消しのあった日以後に実施する撮影の申請について非承認または承認取り消しを行うことができるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。